

川崎支店・相模原支店のお客さまへ（お取引のご案内）

● 店名・店番号が変わります。

各種ご預金をお取引いただいているお客さまは、店名と店番号が変更となります。

◇ 継承年月日：平成 26 年 5 月 19(月)

廃止店舗			継承店舗	
店名	店番号		新店名	新店番号
川崎支店	003	→	本店	001
相模原支店	004	→	平塚支店	002

※普通預金、当座預金、定期預金など、お客さまのご預金の口座番号は変わりません。

(ただし、カードローンは口座番号が変更となります。)

● 通帳は引続きご利用いただけます。

現在ご使用いただいている普通預金・総合口座・貯蓄預金・納税準備預金のお通帳、定期預金・定期積金の証書(通帳)のお通帳は引続きご利用いただけます。

● キャッシュカードは引続きご利用いただけます。

現在ご使用いただいているキャッシュカードは引続きご利用いただけます。

※カードの表示が「旧店番号」となっているため、キャッシュカード再発行の手続きをされることをお勧めいたします。再発行までは、1週間程度の期間が必要となります。

● ローン・カードは引続きご利用いただけます。

現在ご使用いただいているローン・カードは引続きご利用いただけます。

※カードの表示が「旧店番号・旧口座番号」となっているため、新カードを送付させていただきます。

● お振込の口座をご指定されているお客さまへ

給与振込、その他振込のお受取口座としてご利用のお客さまは、恐れ入りますが、振込人さま(お取引先など)に「新店名・新店番号」をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※他の金融機関から当組合口座宛ての振込カードを作成している場合は、あらためて、「振込カードの再作成」をおこなっていただきますようお願い申し上げます。

● 診療報酬のお受取口座としてご利用のお客さまへ

【社会保険支払基金】

お客さまより、「振込金融機関支店変更届」および「口座移管通知書」を、社会保険診療報酬支払基金へ FAX または郵送していただくことにより継続されます。

お手続き方法は、別途、当組合よりご案内申し上げます。

【神奈川県国民健康保険団体連合会】

当組合にて変更手続きをさせていただきます。

● 口座振替・自動送金をご利用のお客さまへ

お客さまのお手続きは必要ございません。継承店において継続させていただきます。

● 地域会費の自動引き落としをご利用のお客さまへ

お客さまのお手続きは必要ございません。継承店において継続させていただきます。

● 公共料金等の自動引落としをご利用のお客さまへ

お客さまのお手続きは必要ございません。公共料金の自動引落とし、クレジットカードの決済などは、継承店において継続させていただきます。

※当組合にて変更の手続きをさせていただきます。

尚、変更手続きが完了するまでの間、収納機関からの領収書等に旧店名で表示される場合があります。

● 市税などの自動引き落としをご利用のお客さまへ

川崎市ならびに相模原市の公金収納代理金融機関解除のため、他の金融機関への変更をお願い申し上げます。

※(対象となる川崎市・相模原市の市公金)

市県民税、固定資産税、償却資産税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者健康保険料、国民健康保険料、水道料金、川崎市施設使用料、勤労福祉共済掛金、相模原市保育所保育料 等

● インターネット・バンキングサービスをご利用のお客さまへ

現在ご利用いただいているインターネット・バンキングサービスにつきましては、操作方法やサービス内容に変更はありません。

※振込先口座登録機能を利用して、川崎支店または相模原支店の口座を事前登録している場合は、あらためて、「振込先口座の再登録」を行っていただきますようお願い申し上げます。

● 小切手をご利用のお客さまへ

平成 26 年 5 月 18 日(日)までに振り出された小切手や、平成 26 年 5 月 19 日(月)以降に振り出された小切手は、「旧店名・旧店番号」が印字されている場合でも、統廃合前と同様にお客さまの口座からお引き落としをさせていただきます。

※「旧店名・旧店番号」が印字されているお手元の小切手帳は、「新店名・新店番号」などが印字されたものと差し替えていただきます。

● ご融資・各種ローンをご利用のお客さまへ

お客さまの契約内容に関する変更はございません。

神奈川県歯科医師信用組合

<http://www.shikashin.co.jp>